

通級指導教室に通うお子さんの保護者のみなさまへ

令和8年度 通級通学費支給のお知らせ

横浜市では、通級指導教室に通っているお子さんの保護者の方々の経済的な負担を軽くするために、個別支援学級就学奨励事業により通級通学費を支給しています。

横浜市教育委員会

1 通級通学費を受けられる方

お子さんが、弱視、難聴、言語障害、情緒障害等の通級指導教室に通われていて、通級校までの通学に公共交通機関を利用することにより経費がかかっている方。

2 支給予定額

世帯の収入や所得が下表目安額以下の場合と目安額を超える場合で、支給される割合が異なります。

◆収入・所得の目安額(令和7年度)

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
総収入	817万円	922万円	1,002万円	1,093万円	1,204万円	1,272万円	1,335万円
総所得 (給与所得控除後の金額)	625万円	727万円	807万円	898万円	1,009万円	1,077万円	1,140万円

※ 事業所得の方は、総収入から必要経費を差し引いた後の所得金額と、上表下段の「総所得」の額を比較してください。

◆支給予定額(支給割合)

費目	収入・所得		上表目安額以下	上表目安額を超える	備考
	本人	付添人			
通級通学費	本人		原則実費	原則実費×1/2	通級に要する最も経済的な交通費
		付添人	原則実費×1/2	原則実費×1/4	通級に伴う付添人の交通費

令和6年度より1日乗車券料金と実際の経路にかかる運賃の比較をし、安価な経路の料金での支給を廃止いたします。
切符(現金)料金よりも1日乗車券料金の方が安価な経路であっても、通常の切符(現金)料金で支給いたします。
※実際に1日乗車券を利用している場合は、その金額を支給いたします。

※ **経済的効率的な通学経路での支給**になります。学年途中で通級指導教室に入級・退級した場合、転居等で通級通学費が必要なくなった場合等には、減額して支給することとなります。

なお、実態と異なる通学経路でお申し込みになったことがわかった場合はご返金をお願いすることとなります。

※ **手帳や無料特別乗車券等の交付により無料となったり、割引を受けられる部分を除いて支給**します。また、回数分よりも定期代の方が安い場合は定期代で支給する等、経済的合理的方法により算定のうえ、支給します。

交通機関の運賃は現金で乗車する場合とICカードで乗車する場合の2種類ありますが、現金でご利用になることを前提として、現金で乗車する場合の金額で支給します。また、公共交通機関での移動距離が1km未満の場合には**徒歩圏内とし、原則支給対象外**となります。

※ 上表「収入・所得の目安額」はあくまで目安であるため、世帯の年齢構成等の違いにより、目安額以下でも実費の1/2支給となる場合や、目安額を超えていても実費支給となる場合があります。

通学経路は、次のうちの最も主要な経路により申請してください。

- ① 自宅 ⇒ 通級校 ⇒ 自宅
- ② 自宅 ⇒ 通級校 ⇒ 在籍校
- ③ 在籍校 ⇒ 通級校 ⇒ 自宅
- ④ 在籍校 ⇒ 通級校 ⇒ 在籍校

通学費申込書は9月頃配布予定です。

4 申込み方法

通級費の支給をご希望の方は、世帯の収入・所得の状況をお知らせいただく必要がありますので、必ず次の書類をすべて提出してください。(注)

◆ 提出書類

提出書類	提出時期	提出先	提出方法
収入額・需要額調書	5月末	通級先の学校	必要事項を記入・押印し、 <u>封筒に通級校名・お子さんの氏名等を記入して厳封のうえ提出</u>
収入証明書			
通学費申込書(9月頃配布予定)	10月末	通級先の学校	必要事項を記入し、提出

(注)

・生活保護を受けている方は、「収入額・需要額調書」および「通学費申込書」を提出してください。

・横浜市教育委員会が世帯の所得に関する情報を確認することに同意をしていただければ、収入証明書の提出を省略できます。ただし、所得に関する情報が確認できない場合は、収入証明書の提出をお願いすることがあります。

・次のいずれかに該当する場合は、必ず収入証明書を提出してください。

◇所得情報の確認に同意いただけない方

◇令和8年1月1日現在、横浜市内に住所を有していない方

◇所得を未申告の方

◇令和9年1月以降に申し込む方

<必要な収入証明書> 次の①～④のいずれかの証明書(コピーでも可)を提出してください。

① 令和8年度 市民税・県民税 特別徴収税額通知書

② 令和8年度 市民税・県民税 税額決定納税通知書 1～3頁

③ 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 課税(非課税)証明書

* 所得金額の内訳、所得控除額、扶養控除等の内訳が省略されていないものがが必要です。

* 取得する時は、記入する市民税・県民税課税(非課税)証明申請書の「**■**証明を必要とする理由」欄の「その他」に○をつけ、カッコ内に「個別支援学級就学奨励費」と記入してください。手数料が減免されます。

④ 令和7年分 源泉徴収票(給与所得のみの方で、年末調整が済んでいるもの)

※ 給与所得、事業所得、年金等、所得の種類に関わらず、家族の中で収入を得ている方が複数いる場合は、収入を得ている方全員の上記収入証明書を添付してください。(ただし、パート、アルバイト収入等で、主たる生計維持者の扶養に入っている方は必要ありません。)

なお、非課税年金(障害年金・遺族年金)の証明書類の提出は不要です。

5 支給予定時期

令和9年3月下旬～4月上旬頃に年間分を支給する予定です。

※学校を通じて支給しますので、支給日など詳しくは通級先の学校からお知らせします。

6 問合せ先

わからないことがありましたら、次のいずれかにお問合せください。

◎ お子さんの通級先の学校 電話

◎ 横浜市教育委員会学校支援・地域連携課就学係 電話 045-671-3270